

令和2年4月30日

町内小・中学校
保護者の皆様

津幡町教育委員会
(公印省略)

臨時休業の延長について

日頃より本町の学校教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
石川県内での新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を受け、今後の町教育委員会としての対応について下記のとおりお知らせします。

記

1. 臨時休業期間の延長について

- ① 5月31日（日）までを休業とします。
- ② 学校の再開日については、国・県の緊急事態宣言の延長の有無を受けて、町が判断し、決定次第、各学校を通じて連絡いたします。
- ③ 小学校の例外的な登校につきましては、保護者が医療従事者である、または、社会生活の維持に必要な仕事等の理由でどうしても自宅において子どもだけで留守番が難しい1～4年生及び特別支援学級の児童の受け入れを行いますので、希望日時等について、各学校へご相談ください。

2. 健康管理について

以下の点についてご留意ください。

- ① 休業中はできる限り外出を避け、自宅で過ごすなど、感染の予防に努める。
- ② 自宅においても、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策を心がける。
児童生徒本人または同居家族が感染者となった場合や、濃厚接触者と特定された場合は、学校への連絡につきましてご協力をお願いいたします。

3. その他

上記の対応に変更があった場合や、追加の連絡事項については、学校のホームページ及び配信メールでお知らせしますので、適宜ご確認をお願いいたします。
学校への問い合わせ時間は平日の午前8時～午後4時30分までといたします。